

<p>宮竹(事務局)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、只今より平成30年度門真市美しいまちづくり推進協議会第2回総会を開催いたします。会員の皆さまにおかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の司会を務めさせていただきます、協議会事務局・環境政策課の「宮竹」でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに、お手元に配布させていただいております、資料のご確認をお願いしたいと存じます。資料の目次のとおり揃っておりますでしょうか。不足がありましたら、お知らせください。</p> <p>なお、「門真市美しいまちづくり推進協議会設置要綱第12条」に基づき、本日の出席者10名、欠席者9名により、過半数を超えておりますので、本協議会が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、事務局を代表しまして、環境政策課長の「北倉」より、ご挨拶申し上げます。</p>
<p>北倉(事務局)</p>	<p>協議会開会に当たりまして、ひとことご挨拶申し上げます。会員の皆様方におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>平素は、会員それぞれのお立場において、本協議会の目的である「市民、事業者及び関係行政機関等が一体となって、本市を美しくする市民運動」の推進にご尽力いただき、市政の各般及び環境行政に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日の議題として、次第に記載のとおり4件でございます。後ほど詳しくご説明させていただきますが、4件目の路上喫煙対策につきましては第1回総会においてもご説明させていただいたところでございますけれども、来年の3月の議会に喫煙者のマナー・モラル向上を目的とした「門真市路上喫煙防止条例(案)」を提出する予定でございます。提出にあたりましては、本日ご出席の皆様様の様々なお意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、皆様方のご支援ご協力をお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。</p>

宮竹(事務局)	<p>それでは、今後は会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
葭田会長	<p>では、次第に沿って進めていきたいと思えます。</p> <p>案件1の「キラッと！かどま2018」について、事務局より説明をお願いします。</p>
宮竹(事務局)	<p>資料1 キラッと！かどま2018報告書をご覧ください。キラッと！かどま2018につきまして、ご説明申し上げます。キラッと！かどまにおきます清掃活動は、門真市美しいまちづくり条例のより一層の周知を図るとともに、吸い殻、空き缶などのポイ捨て、また不法投棄や不法屋外広告物のない美しいまちづくりを推進するために、門真市美しいまちづくり推進協議会の事業として地域と協働で実施したものです。</p> <p>平成30年9月15日土曜日に実施を予定しておりましたキラッと！かどま2018市内統一清掃・啓発活動ですが、実施日当日が雨天の予報となっており、雨天時の対応について問い合わせが複数あったことから、前日14日の11時に中止を決定いたしました。</p> <p>次にキラッと！かどま2018清掃月間につきましては、今年度より9月を清掃月間とし、門真市域全域での地域清掃活動に、各団体からご協力をいただきました。期間中にご協力いただいた団体は120団体で、参加人数は5,267名、集まったゴミの量は、450のごみ袋で、普通ごみが1,614袋、缶びんが151袋、ペットボトルが159袋となりました。</p> <p>資料には、清掃月間にご協力いただいた団体及びその人数並びに活動中の様子を載せております。</p> <p>以上が「キラッと！かどま2018」の活動報告となります。</p>
葭田会長	<p>ありがとうございました。「キラッと！かどま2018」について、委員よりご意見ございますか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声あり〉</p> <p>ないようでしたら、次の案件に移ります。</p> <p>案件2「美しいまちづくり表彰・環境美化表彰」について、事</p>

<p>宮竹(事務局)</p>	<p>務局より説明をお願いします。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>美しいまちづくり表彰について2者、環境美化表彰候補者について4者推薦がございました。</p> <p>まず美しいまちづくり表彰につきまして、「矢倉 唯秀」様が二島校区下三ツ島地区において5年以上ほぼ毎日公園清掃をされているということで推薦されております。</p> <p>続きまして、「二島校区下三ツ島長寿会」様が二島校区下三ツ島地区において5年以上公園清掃をされているということで推薦されております。</p> <p>美しいまちづくり表彰実施要領に基づき、審査により会長が決定することとなっておりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>葭田会長</p>	<p>「美しいまちづくり表彰」について、2者の推薦がありました が、皆さんご意見ございますか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声あり〉</p> <p>表彰基準の(1)長年にわたり日々地域の美化活動を自主的に行っている個人、(2)長年にわたり定期的に地域の美化活動を行っている団体に適合しますので、「美しいまちづくり表彰」の表彰者として決定したいと思います。</p> <p>続いて、「環境美化表彰」について、事務局より説明してください。</p>
<p>宮竹(事務局)</p>	<p>環境美化表彰について、環境美化表彰実施要領4. 表彰基準第4号の「特に市長が表彰することが適当と認めた個人又は団体」に基づき、市より推薦候補者を報告させていただきます。</p> <p>キラッと！かどま市内統一清掃及び地域清掃に長年ご参加いただいていること、18年前から定期的な地域清掃を行っていることから「株式会社 天辻鋼球製作所」、続いて、同じくキラッと！かどま市内統一清掃及び地域清掃に長年ご参加いただいているこ</p>

<p>葭田会長</p>	<p>と、16年前から定期的な地域清掃を行っていることから「パナソニック エコリレージャパン」、続いて、同じくキラッと！かどま市内統一清掃及び地域清掃に長年ご参加いただいていること、定期的な地域清掃を行っていることから「株式会社 エコトラック」、続いて、平成26年度美しいまちづくり表彰受賞者で43年にわたる清掃活動をなさっている「門真団地クリーンクラブ」の4者でございます。</p> <p>環境美化表彰実施要領に基づき、推進協議会会長は、市長に対し被表彰者を推薦するとされておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>「環境美化表彰」について、4者報告がありましたが、何かご意見ございますか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声あり〉</p> <p>表彰基準の（2）長年にわたり定期的に地域の美化活動を行っている団体に適合しますので、「環境美化表彰」の表彰者として市に推薦したいと思っております。</p> <p>では、次の議題へ移ります。案件3「かどまエコアートコンクール」について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>宮竹(事務局)</p>	<p>「かどまエコアートコンクール」についてご説明いたします。資料3をご覧ください。市内在住の小学4年生を対象に環境やエコをテーマとした絵画ポスターを描いていただくもので、今年度は442作品の応募がございました。協議会で全ての作品を審査していただくことは時間的に無理がありますので、事前に事務局にて1次・2次審査を行っておりますので、委員の皆様には、低炭素部門14作品、生活環境部門16作品、循環型部門14作品につきまして、最終審査を行っていただきたいと考えております。</p> <p>続いて、審査の方法についてご説明いたします。審査基準に基づき、部門ごとに最もよかった1作品に「3」を、よかった作品2作品に「1」を付けてください。計3作品に数字が入ります。</p> <p>3部門の審査終了後、総合点数を基に最優秀賞1名、市長賞1</p>

<p>葭田会長</p>	<p>名、優秀賞各部門2名、佳作6名程度を選定いたします。</p> <p>なお、表彰辞退があった場合、会長と事務局とで協議の上、表彰者を繰り上げるものとします。説明は以上です。</p>
<p>上田(事務局)</p>	<p>ありがとうございます。ただいま審査の方法につきまして説明がありました。審査の方法についてご理解いただけましたでしょうか。それでは、早速審査に入りたいと思います。</p>
<p>宮竹(事務局)</p>	<p>それでは、お手元の資料の低炭素の審査表をご用意いただき、部屋の後ろに作品を並べておきますので、審査をお願いします。</p>
	<p>それでは、低炭素社会の構築部門の審査をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[審査]</p> <p>続いて、循環型社会の形成部門の審査をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[審査]</p> <p>続いて、生活環境の保全部門の審査をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[審査]</p>
<p>上田(事務局)</p>	<p>それでは、皆様の審査の結果、それぞれの部門の最高点のものを前に貼り出させていただいております。この3作品の中から市長賞と最優秀賞を選びたいと思います。</p> <p>今回最高得点のものが14点、残り両方とも13点の作品となっております。この14点のものが最優秀賞となりますけれども、皆様いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声あり〉</p> <p>では、残り2つの作品から市長賞を部長に選んでいただきたいのですが、どうでしょうか。</p>

重光会員	<p>同じ点数なんですよ。パッと遠目で見ても分かりやすいのは右だと思います。</p>
上田(事務局)	<p>ではこの作品を市長賞とします。</p> <p style="text-align: center;">優秀賞候補の作品を前に掲示</p> <p>次は点数順に優秀賞の報告になります。生活環境部門の優秀賞につきましては、もう一度審議をお願いしたいと思います。この1作品が7点なんですけれども、これらの4作品が3点で並びました。ですのでこの4作品から優秀賞を選んでいただきたいのですが、どの作品がよろしいか挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">それぞれの作品につき挙手</p> <p>はい。6票、3票、1票、0票ということで、この作品を優秀賞として選定させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">佳作候補の作品を前に掲示</p> <p>只今、掲示している7作品が残りの部門で5点、4点を獲得した作品になりまして、この中から佳作を6作品選びたいと思いますが、消去法でいきましょうか。この7作品の中で、佳作から外す作品を1作品お選びいただけますでしょうか。お決まりになりましたでしょうか。それでは佳作から外す作品につきまして挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">それぞれの作品につき挙手</p> <p>はい。ではこの作品が7票、この作品が3票、残り5作品は0票ということで、この作品を佳作から外させていただきます、審査の結果、端から最優秀賞、市長賞、優秀賞、佳作として決定しました。ありがとうございました。</p>

宮竹(事務局)	<p>以上で、案件3のエコアートコンクール最終審査を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
葭田会長	<p>それでは、次の案件に移ります。</p> <p>案件4の「門真市路上喫煙防止条例(案)」について、事務局より説明をお願いします。</p>
宮竹(事務局)	<p>資料4をご覧ください。</p> <p>「門真市路上喫煙防止条例(案)」の概要について、ご説明させていただきます。府内各市ですでに1に記載のとおり路上喫煙対策が実施されており、本市においても実施していくものです。</p> <p>条例制定目的は、迷惑行為及びたばこのポイ捨て防止、喫煙者のマナー・モラルの向上、環境美化意識の高揚を図るため制定するものです。</p> <p>対象範囲は、市内全域の道路や公園等、公共の場所での喫煙を禁止し、私有地や屋内は対象外としております。</p> <p>また、人通りの多い駅前周辺を路上喫煙禁止区域として指定し、指導に従わない場合には過料を科すことができるとしております。なお、路上喫煙禁止区域以外の喫煙は努力義務としております。</p> <p>対象者は、公共の場所で「加熱式たばこを含むたばこを吸う者」としております。</p> <p>今後のスケジュールについてですが、12月1日よりパブリックコメントを募集し、1月中にいただいた意見への回答を公開するとともに、平成31年第1回定例会へ上程いたします。審議可決されましたら、6か月の周知期間を置いた後、平成31年10月より施行する予定であります。</p> <p>周知啓発につきまして、美しいまちづくり推進協議会の皆様と定期的実施してまいりたいと考えておりますので、ご協力の程、よろしくお願いたします。説明は以上です。</p>
葭田会長	<p>ありがとうございます。「路上喫煙防止条例(案)」について、委員よりご意見ございますか。</p>

小林会員	罰則のところで、指導・勧告に従わない場合は1,000円の過料を科すことができるとありますが、これは誰が命令するんですか。
上田(事務局)	行政が行います。
小林会員	ということは、命令するのは行政が見つけた場合だけですか。
上田(事務局)	そうですね。直罰方式になります。実際にその場で確認をした上で行うことになります。
小林会員	徴収した罰金はどこに納めるんですか。
上田(事務局)	市の歳入になります。
小林会員	集める部署は、この条例を提案している環境部署になるということですね。
上田(事務局)	部署といいますか、市の全体の歳入になります。
小林会員	ということは、たばこを吸う人は毎日吸うわけですが、見て回る人は毎日見て回るわけですか。
上田(事務局)	なかなか毎日厳しいものがありますので、定期的に調査をさせていただく予定であります。
葭田会長	行政の方が見つけられて、注意をして過料を取るというのはわかりますが、日常的に私たちもよくポイ捨てしてるのを見かけても意味ないんですよね。
上田(事務局)	<p>そうですね。市が現認しないといけないという形になります。</p> <p>まず、目的としましては、モラル・マナーの向上といったことを目的としている条例となりますので、吸ってる方を捕まえて過料を取ることが目的ではなく、「ここは禁止区域ですよ」という啓発から進めていくことで、お互いが過ごしやすくなる環境を作</p>

<p>葭田会長</p>	<p>ることが目的の条例でございますので、少し長い目で見なければならぬかなと思っております。</p> <p>こういうことを一般市民の方に分かっていただこうと思ったら、広報等で頻繁に載せていく等して、少しずつ理解を得る方法しかないと思います。</p> <p>その他、何かご意見ございますか。無ければ、事務局に進行をお返しします。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声あり〉</p>
<p>宮竹(事務局)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今後のスケジュールについて、ご説明いたします。</p> <p>2月17日日曜日午前11時より「かどまエコフェスティバル」会場において、美しいまちづくり表彰、環境美化表彰並びにかどまエコアートコンクール表彰式を執り行いますので、ご出席賜りますようお願いいたします。</p> <p>本日は、長時間ありがとうございました。</p>
<p>葭田会長</p>	<p>これにて、平成30年度第2回門真市美しいまちづくり推進協議会総会を閉会します。皆様ありがとうございました。</p>